

これってどう？

第 60 回 ベネフィット・ワンの医療費サポートプラン

このコーナーでは、金融商品やサービスをクルー独自の視点で分析し評価していきます。

人材派遣会社パソナの社内ベンチャー第 1 号で、企業の福利厚生業務のアウトソーシングを手がける「ベネフィット・ワン」という会社があります。宿泊施設やスポーツクラブ、介護・育児、健康管理などの福利厚生メニューを提供したり、人事・福利厚生業務のコンサルティングや業務代行を行っています。

そのベネフィット・ワンが 2007 年 11 月から、福利厚生商品「医療費サポートプラン」を販売しています。サービスの柱は損害保険商品である「医療費サポート」と健康促進を支援する「元気ポイント」の二つです。

●「医療費サポート」で政管健保でも付加給付が可能

「医療費サポート」とは、1 ヶ月あたりの公的医療保険対象の治療費が 1 万円を超えると、超えた部分が見舞金として支給されるというものです (基本プラン)。

大手企業が加入する組管健康保険では独自の上乗せ給付を行っているところがあり、1 ヶ月の医療

費自己負担額が法定の高額療養費制度で定められた限度額よりも低く済むケースがあります。

しかし、おもに中小企業が加入する政府管掌健康保険には、独自に保障を上乗せする制度はありません。

「医療費サポートプラン」を導入することにより、中小企業も大手並みの医療保障を提供できます。

基本プランの月額料金は所得や年齢に関係なく一人当たり 950 円で、企業が一括契約します。従業員だけではなく、扶養家族も対象とすることが可能です。1 年に何回でも給付を受けることができ、現在通院や入院をしている人も対象となります。ただし、1 ヶ月あたり 7 万円が支給限度です。

たとえば、所得区分「一般」の人が 1 ヶ月 (暦月) に医療費が 100 万円かかったとしましょう。法定の高額療養費制度では、自己負担限度額は 8 万 7430 円。1 万円を超える部分は 7 万 7430 円ですが、医療費サポートの支給限度は 1 ヶ月 7 万円ですから、7430 円は自己負担です。つまり、100 万円の医療費がかかったとして

も 1 万 7430 円の負担で済むということです。

●「元気ポイント」で健康増進メニューの利用

医療費サポートの請求をしない月は 5 ポイントが付与されます。ポイントが 30 ポイント以上貯まれば、健康増進メニューの利用ができます。健康増進メニューには、「旅行」「食品」「スパ」「アロマ」などの商品が用意されています。

現在のところ商品は約 50 点ですが、今後は 200～300 まで拡大する予定とのことです。

大企業のサラリーマンと中小企業のサラリーマンでは、お給料の格差だけではなく、福利厚生制度の違いによる隠れた格差があります。このような制度を導入することにより、万一のときにも手厚い保障が得られるという安心感を従業員に持ってもらうことができ、より良い人材の確保にもつながってくるのではないのでしょうか。

(クルー 内藤真弓)

【所得区分「一般」の場合、医療費総額 100 万円でも自己負担は 1 万 7430 円】

